

日本高度実践看護学会 高度実践看護検討委員会細則

(設置と目的)

第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会において、高度実践看護の進展を目的とした高度実践看護検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 本委員会は委員長1名、副委員長1名、委員6名程度をもって構成する。

2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。

3 委員は、正会員の中から、委員長の指名により、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 副委員長は、次のいずれかの方法により選任する。

一 理事の中から、理事長が指名する場合

二 前号による指名がない場合は、委員会委員の中から委員長が指名し、理事長が承認する場合

(職務)

第3条 委員長は、委員会を統括し、委員会活動に関する責務を担う。

2 委員は、委員会活動に関する企画及び実務を分担する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。また、委員長の指示に基づき、委員会の運営に関する事項を分担することができる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2任期を上限とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。

2 委員長は必要と認める場合、電子メール等による会議を開催することができる。

3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、高度実践看護の進展に係わる次の事項を審議し、その実務にあたる。

1 高度実践看護学の学術的定義の検討

2 高度実践看護学に関する理論的枠組みの整理と体系化

3 高度実践看護学の発展に資する学術的課題の検討

4 その他、理事会から付託を受けた事項

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、高度実践看護検討委員会及び理事会の承認を経て行う。

(附則)

1 この細則は令和7年10月19日から施行する。

2 この細則は令和7年12月14日に一部改正する。